

県内市町における再生可能エネルギー導入に対する支援制度一覧

※ 詳細は必ず該当市町のHP等でご確認ください(募集を終了している場合もあります)。

令和6年度 住宅用太陽光

実施自治体名	担当部課 グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
01_神戸市	環境局脱炭素推進課	兵庫・阪神神戸みんなのうちに太陽光事務局 0120-728-300	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://group-buv.jp/solar/hyogo/home	神戸市にお住まいの個人 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備(10kW未満)」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが削減でき、より安価な見積額の提示が期待できる	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
02_尼崎市	経済環境局環境部環境創造課	06-6489-6301	太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	https://www.city.magasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1003761/1030280.html	市民及び市内事業者	・太陽光パネル(10kW未満) ・太陽光パネル+蓄電池 ・蓄電池のみ		神戸市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町の13自治体と連携し、自治体と協定を締結した支援事業者(アイチューザー株式会社)が、広く市民から購入希望者を募り、設置をサポートする。スケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる。	参加登録募集期限: 令和6年9月11日 【受付期間終了】
03_西宮市	環境企画課	0798-35-3818	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://www.nishi.or.jp/kotsu/kankyo/ondankataisaku/kvoudoukounyuu.html	西宮市内の戸建住宅等に設置するために、太陽光パネル又は蓄電池の購入を希望される方 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが下がり、見積額の低下が期待できる	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課保全係	0797-38-2051	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://www.city.shiya.lg.jp/kankyou/groupsolar.html	市民・事業者	「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが下がり、見積額の低下が期待できる	【参加登録受付期間】 令和6年9月11日まで 【受付期間終了】
04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課保全係	0797-38-2051	二酸化炭素排出抑制対策事業	https://www.city.shiya.lg.jp/kankyou/ecoenergy.html	市民	新築または既築のZEH住宅	市内の自ら居住する住宅にZEHを導入する個人で国の補助を受けたもの	ZEH: 20万円/件	令和6年6月3日～令和7年3月31日
04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課保全係	0797-38-2051	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金補助事業	https://www.city.shiya.lg.jp/kankyou/renewable-ene-hojo.html	市民・事業者	太陽光パネル	自家消費目的の太陽光発電設備	市民: 7万円/kw 事業者: 5万円/kw	9月から受付開始

実施自治体名	担当部課 グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホーム ページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
05_伊丹市	総合政策部 グリーン戦略室	みんなのお うちに太陽 光事務局 0120-728- 300グリーン 戦略室 072-784- 8054	太陽光発電 及び蓄電池 設備の共同 購入事業	https://group- buv.jp/solar/hyogo /home	伊丹市内の 戸建住宅等 に設置する ために、太 陽光パネル 又は蓄電池 の購入を希 望される方 ※それぞれの 設備の単 独購入や同 時購入も可 能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電 設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設 備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにお いて、製品・保証・価格、購入費用の回収 年数など詳しい内容を確認し、納得いた だいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製 品1つあたりの販売コスト が下がり、見積額の低下が 期待できる	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77- 2361	太陽光発電 及び蓄電池 の共同購入 事業	https://www.city.t akarazuka.hyogo.jp /kankyo/energy/1 014263/1050595.h tml	市民及び市 内事業者	・太陽光パネル(10kW未満) ・太陽光パネル+蓄電池 ・蓄電池のみ	参加登録された方の中で、事前見積りにお いて、製品・保証・価格、購入費用の回収 年数など詳しい内容を確認し、納得いた だいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製 品1つあたりの販売コスト が下がり、見積額の低下が 期待できる	参加登録募集期限: 令和6 年9月11日 【受付期間終了】
06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77- 2361	宝塚市地域 脱炭素移 行・再エネ 推進助成金	https://www.city.t akarazuka.hyogo.jp /kankyo/1011303 /1016355/105299 8.html	市民	太陽光パネル	自家消費型の太陽光	7万円×出力(kW) ※太陽光パネルとパワーコ ンディショナーの出力のうち いずれか小さい値	令和6年6月28日(金)～令 和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終 了)
07_川西市	市民環境部環境政 策課	072-740- 1202	太陽光発電 及び蓄電池 の共同購入 事業	https://www.city.k awanishi.hyogo.jp/ kurashi/gomi_kank yo/kankyo/10152 74.html	川西市内在 住の個人及 び川西市内 に事業所を 有する法人 など	・太陽光パネル(10kW未満) ・太陽光パネル+蓄電池 ・蓄電池のみ		川西市を含む兵庫県内14 市町と連携し、共同購入す ることから、製品1つあたり の販売コストが削減でき、 より安価な見積額の提示が 期待できる。	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
09_猪名川町	地域振興部 農業環境課	072-766- 8709	太陽光発電 及び蓄電池 の共同購入 事業	https://group- buv.jp/solar/hyogo /home	町民及び町 内事業者	・太陽光パネル(10kW未満) ・太陽光パネル+蓄電池 ・蓄電池のみ	参加登録された方の中で、事前見積りにお いて、製品・保証・価格、購入費用の回収 年数など詳しい内容を確認し、納得いた だいた方のみ購入・設置	明石市、尼崎市、神戸市、 伊丹市、西宮市、芦屋市、 宝塚市、川西市、三田市、 加古川市、高砂市、稲美 町、播磨町の13自治体と連 携し、自治体と協定を締結 した支援事業者(アイ チューザー株式会社)が、 広く市民から購入希望者を 募り、設置をサポートする。 スケールメリットを生かし、 通常よりも安い価格で購入 できる。	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
10_明石市	環境創造課	078-918- 5786	明石市家庭 用脱炭素化 設備等導入 支援事業	https://www.city.a kashi.lg.jp/kankyou /kankyou_soumu_k a/top/shoueneset subidounyuusien.h tml	市民	太陽光発電システム 既存住宅の屋根等へ設置し、低圧 配電線と逆流有りで連携している もの。(設置された住宅において電 気が消費されるもので、全量買取は 不可)	対象年度内(2024年4月1日から2025年3月 10日まで)に自らが居住する市内の既存住 宅に対象機器を設置した者	定額60,000円	募集期間 2024年7月1日～10月31日 【募集期間終了】

実施自治体名	担当部課 グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10_明石市	環境創造課	みんなのうちに太陽光事務局 0120-728-300	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://group-buy.jp/solar/hvogo/home	明石市在住の、戸建住宅等に設置するために太陽光パネル又は蓄電池の購入を希望する個人 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが削減でき、より安価な見積額の提示が期待できる	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
11_加古川市	環境部環境政策課	079-427-9769	加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金	https://www.city.akogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyobu/kankyo_sesaku/seisaku/hojo_iosei/43146.html	市内に住民登録を有する個人（実績報告書を提出するときまでに本市に転入する者を含む。）	太陽光発電設備	・FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと ・発電した電力を30%以上、自家消費すること ・発電した電力を敷地外で利用する場合は、自営線を用いること	最大出力(kW表示の小数点以下切り捨てとする。)に14万円を乗じた額 ※上限額は補助対象経費(税抜き)の額	令和6年6月17日から令和7年3月31日
12_高砂市	生活環境部環境経済環境政策課	079-443-9065	高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金	https://www.city.akasago.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoiokinn/10319.html	市民	・家庭用蓄電池システム ・太陽光発電システム	・自ら高砂市内に居住する住宅に令和6年3月1日から令和7年2月28日までに対象システムを新たに設置した方 ※ただし、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに太陽光発電システムを設置した方で、電力受給契約日が令和6年3月1日以後の方も補助対象とする ・市税を滞納していない方 ・リース品又は中古品でないもの ・既設の太陽光発電システムに家庭用蓄電池システムを設置するもの ・太陽光発電システムを新たに設置するもの ・蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの ・太陽光発電システムは、一般財団法人電気安全環境研究所等の認証を受けたもの	・太陽光発電システム 1kWにつき2万円(上限5万円) ・家庭用蓄電池システム 一律5万円	令和6年4月8日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了
13_稲美町	生活環境課	079-492-9140 079-492-1212(内線143)	稲美町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付制度	https://www.town.hvogo-inami.lg.jp/0000005889.html	町民	住宅(一戸建ての家屋であって、自己又は自己と生計を一にする親族が当該家屋の床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)	・町内に住所を有すること。 ・電力会社と電力受給契約を締結していること。 ・町のモニター調査などの啓発事業に協力できること。 ・町税等を滞納していないこと。 ・受給最大電力が10kW未満のものであること。 ・電力会社の余剰電力の受給開始日から1年以内であること。 ・リース品又は中古品でないこと。 ・設置に関して法令等に違反していないこと。	3万円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(ただし予算の範囲内)

実施自治体名	担当部課 グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホーム ページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
14_播磨町	住民協働部産業環境課	079-435-2721	播磨町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	https://www.town.harima.lg.jp/sangyo/kurashi/machizukuri/kankyosesaku/hoio/taiyokohatsuden.html	町民	・10kW未満 ・設置前において未使用品 ・低圧配電線と逆潮流ありで連携したものの ・住宅の屋根等への設置に適したものの	・自ら居住する町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置した者又はシステム付きの住宅を購入した者 ・町税を滞納していない者 ・電力会社と電力受給契約を締結していること ・余剰電力の受給開始が平成22年4月1日以降であること ・同一の住宅において、過去に本補助金を受けていないこと	1kW当たり2万円、上限5万円	令和6年4月1日～予算の範囲内
14_播磨町	住民協働部産業環境課	兵庫・阪神神戸みんなのうちに太陽光事務局 0120-728-300	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://www.town.harima.lg.jp/sangyo/kvoudoukounyuu.html	播磨町にお住まいの個人 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備(10kW未満)」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが削減でき、より安価な見積額の提示が期待できる	【参加登録受付期間】 令和6年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/kankyougyouseitorikumi/23040.html	市民	次の要件を全て満たすもの ・太陽光発電による電気が住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気を逆流させるもの ・受給最大電力が10kW未満であるもの ・未使用品であること ・電力受給開始日が令和6年4月1日以降のもの	次の要件を全て満たす方 ・自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に対象設備を設置した方又は自らが居住するために市内の対象設備が設置された住宅（店舗、事務所等の兼用住宅を含む。）を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	・市内業者による設置又は販売 1kW当たり3.5万円、上限10万円 ・市外業者による設置又は販売 1kW当たり2.5万円、上限6.5万円 (「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日～予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり
19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助金	https://www.city.kado.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/seikatukankyouka/kankyo/1454058740150.html	市民	家庭用太陽光発電設備 発電した電力の自家消費又は売却を目的とするものであって以下の要件を満たすもの ・未使用であること ・発電出力が10キロワット未満であること	次のすべてに該当しているもの。 ① 自らが居住している市内の既築住宅（共同住宅は除く）に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ② 加東市に住民登録があること ③ すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④ 市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤ 公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	5万円	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了 【受付終了】 ※キャンセルが出た場合、繰り上げて案内する場合があります
23_福崎町	地域振興課	0790-22-0560	福崎町産業活性化緊急支援事業	http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/000000035.html	町民	リフォームが対象でその中に住宅用太陽光発電システムが含まれる。	次に掲げる要件をすべて満たす者 ・福崎町競争入札等参加資格登録業者を利用して工事を行うこと。 ・町内に居住し住民登録を有すること。 ・町税等を滞納していないこと。 ・当該事業の補助金交付を受けていないこと。	対象経費の10%、上限10万円	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (ただし、工事着手・完了は同一年度内とする。)

実施自治体名	担当部課 グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホーム ページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
32_豊岡市	コウノトリ共生部コ ウノトリ共生課脱炭 素推進室	0796-21- 9136	豊岡市太陽 光発電シ ステム設置補 助金(住宅 用)	https://www.city.toyooka.lg.jp/kurasahi/gomikankyo/1019255/1019260/1019261/1028738.html	市民	太陽光発電システム 公称最大出力が10kW未満であり、 補助対象経費が1kW当たり45万円 以下(税別)の対象システム 定置用リチウムイオン蓄電池 太陽光発電システムで発電した電 気を蓄電し、使用するもの	・交付決定日以降に着手または住宅の引 渡しを受けること ・登録業者の施行で設置すること ・設置時に未使用であること ・市税を滞納していないこと ・電力会社と電力受給契約を締結すること	太陽光発電システム 1kW当たり3万円、上限4kW ※市内産パネルを使用した 場合は1万円上乘せ 定置型リチウムイオン蓄電 池システム 1kW当たり2万円、上限6kW	令和6年2月1日から令和7 年2月28日 ※予算に達した時点で終了
36_新温泉町	企画課	0796-82- 5624	新温泉町再 生可能エネ ルギー導入 促進補助事 業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/_page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民	10kW未満	・電力会社と電灯契約を締結できるもの ・設備経費が1kW当たり50万円以下(税抜) のもの ・未使用品であること ・町内に住所を有する者	・町外業者施工の場合 1kW当たり3万円、上限12 万円 ・町内業者施工の場合 1kW当たり5万円、上限20 万円	令和6年4月1日～令和7年 3月31日 ※予算に達した時点で終了
36_新温泉町	企画課	0796-82- 5624	太陽光発電 設備等共同 購入事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/_page/index.php?mode=detail&page_id=4cf64cf64a0c59c3694d11d8a5eee2dd	太陽光パネ ル又は蓄電 池の購入を 希望される 町民 ※それぞ れの設 備の単 独購入 や同 時購入 も可 能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電 設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設 備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにお いて、製品・保証・価格、購入費用の回収 年数など詳しい内容を確認し、納得いた だいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製 品1つあたりの販売コスト が下がり、見積額の低下が 期待できる	【参加登録受付期間】 令和6年5月9日～9月5日 【受付期間終了】
37_丹波篠山 市	環境みらい部 農村環境課創造農 村室	079-552- 5013	丹波篠山市 スマートエ ネルギー導 入補助金	https://www.city.tambasavama.lg.jp/soshikikarasagasu/nomiyakokankyo/ka/earth/r4_smart_energy.html	市民	・中古品、自作品又はリース品でないもの ・日本産業規格(JIS基準)又はそ れに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等 がメーカー等によって確保されて いるもの ・電力会社との電力受給契約に基 づき電力の受給を開始できるもの ・設置する太陽電池モジュールの公 称最大出力の合計値又はパワーコ ンディショナーの定格出力合計値が 1kW以上10kW未満のもの ・設備等の更新による買換えでない もの	・自ら居住する市内の住宅又は居住しよ うとする市内の新築住宅に補助対象設備を 導入する方 ・補助金の請求時に、丹波篠山市の住民 基本台帳に記録されている方 ・補助金の申請時及び請求時に市税(国民 健康保険税含む。)の滞納がない方	太陽電池モジュールの公 称最大出力の合計値又は パワーコンディショナーの 定格出力合計値のいづれ か低い方について1kW当 たり1万円(上限5万円)	令和6年4月8日～令和7年 3月7日 ※予算の上限に達した時 点で受付終了
42_兵庫県	環境政策課	078-362- 3284	令和6年度 住宅用創エ ネルギー・ 省エネル ギー設備設 置特別融資 (個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/vuu-shi2017.html	県民	太陽電池の公称最大出力、または パワーコンディショナーの定格出力の いずれかが10kW未満のものに限る	・自ら居住する県内の新築住宅または既築 住宅に対象設備を設置する者 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付 申請書受理日以降に着手し、令和7年3月 末までに融資を必要とする者 ・融資金の償還が確実にできる見込みのあ る者(各融資機関の審査による) ・過去1年以内にうちエコ診断を受診して いる者	【融資額】1件当たり50万円 以上500万円以内 【利率】年 0.8% 【返済期間】10年以内 【その他】0.8%の融資金利 以外の保証料等やその他 融資条件は各融資機関に よる	令和6年4月1日～令和7年 3月1日まで

県内市町における再生可能エネルギー導入に対する支援制度一覧

※ 詳細は必ず該当市町のHP等でご確認ください(募集を終了している場合もあります)。

令和6年度 事業用太陽光

実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
02_尼崎市	経済環境局 環境部環境創造課	06-6489-6301	太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hoken/1003761/1030280.html	市民及び市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネル(10kW未満) 太陽光パネル+蓄電池 蓄電池のみ 		神戸市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町の13自治体と連携し、自治体と協定を締結した支援事業者(アイチューザー株式会社)が、広く市民から購入希望者を募り、設置をサポートする。スケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる。	参加登録募集期限: 令和6年9月11日 【受付期間終了】
04_芦屋市	市民生活部 環境・経済室 環境課係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiba.lg.jp/kankyou/ashiva-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	<ol style="list-style-type: none"> 国実施要領別紙2の2.ア(ア)の要件を満たすこと。 本市の区域内に設置されるもの 中古品でないこと。 リース契約によって導入されていないこと。 (市内事業者及びマンションの管理組合)自家消費率が50%以上のもの 固定価格買取制度(FIT制度)、FIP制度の認定を取得しないこと。 法定耐用年数を経過するまでJ-クレジット制度の登録を行わないこと。 自己託送を行わないこと。 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 本市に住民登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方 市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人 市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合 上記1~3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと <p>※申請は、該当設備の販売店または施工事業者の方が実施</p>	(事業者及びマンションの管理組合) 5万円/kW 【上限】75万円	9月から受付開始
05_伊丹市	総合政策部 グリーン戦略室	072-784-8054	太陽光発電設備の共同調達支援事業	https://www.enerbank.co.jp/itami-city/	市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュールの公称最大出力合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値いずれかが低い方が10kW以上の太陽光発電設備 導入方式は第三者保有方式(PPA方式)、リース方式または自己保有方式 	伊丹市内に事業所等を設置する事業者	共同調達によるスケールメリットを活かし、調達額の低廉化を期待するものである。	2024年5月1日から 【募集期間終了】
06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77-2361	宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金	https://www.city.akarazuka.hyogo.jp/kankyo/1011303/1016355/1052998.html	市内事業者	太陽光パネル	自家消費型の太陽光	5万円×出力(kW)【上限100万円】 ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のうちいずれかが小さい値	令和6年6月28日(金)~令和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終了)

実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10_明石市	環境創造課	078-918-5786	事業者用脱炭素化設備導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_soumu_ka/top/taivoukou_jigyousvavou.html	対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日)に、市内の事業所に対象設備を設置した事業者、又は市内の事業所へ電気を供給するPPA事業者	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用品 ・太陽光発電システムにより発電した電力を事業所等で自家消費するもの ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方が10kW以上であること ・全量売電の設備認定を受けないこと 	上限100万円	募集期間 2024年7月1日～9月30日 【募集期間終了】
11_加古川市	環境部環境政策課	みんなのおうちに太陽光事務局 0120-728-300 環境政策課 079-427-9769	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業	https://group-buy.jp/solar/hyogo/home	市内の事業所等に設置するために、太陽光パネル又は蓄電池の購入を希望される方 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか(太陽光パネルは公称出力10kW未満)	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが下がり、見積額の低下が期待できる	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】

実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
12_高砂市	生活環境部 環境経済室 環境政策課	079-44- 3-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10321.html	市内中小事業者	太陽光発電設備	・市内で営利を目的に継続して事業を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小事業者 ・市税等を滞納していないこと その他高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付要綱に準ずる	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の3分の2以内(上限1千万円)	令和6年5月1日～ ※予算に達した時点で終了
21_姫路市	環境政策室 計画啓発担当	079-221- 2468	姫路市事業所用太陽光発電設備等導入促進事業補助金	https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/000022499.html	市内で事業を営む法人又は個人事業者	太陽光発電設備 蓄電池	市内の事業所に対象設備を設置する法人又は個人事業者で、次のすべての要件を満たす方。 ・対象設備の設置工事に着手していないこと。 ・オンサイトPPAモデル又はファイナンスリース契約の場合、この補助金の全額(蓄電池を設置する場合は5分の4以上)が、需要家が負担すべきサービス料金又はリース料金に充当されること。 ・FIT制度又はFIP制度による売電を行わないこと。 ・太陽光発電設備については、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有し、出力10kw以上、未使用品であること。 ・蓄電池は、太陽光発電設備の設置と併せて設置、定置型蓄電池(業務・産業用)で、4,800アンペアアワー以上、未使用品、太陽光発電設備で発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時に充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 ・市税に滞納がないこと	太陽光 2万円/kW 蓄電池3.5万円/kWh (両方合わせて上限500万円)	令和6年4月15日から令和7年1月31日 (予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは、受付を終了。) 【受付終了】
27_宍粟市	産業部森林 環境課	0790-63- 3065	宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業	https://www.city.shiobara.lg.jp/soshiki/sangyo/rinngvousin/kou/tanntouiyouhou/shinenerugi/1515718915899.html	自治会	・土地等に設置した10kW以上の太陽電池による発電システム ・電力会社と電力供給契約が締結できるもの	・売電収入を地域づくりに活かすために設置されたもの ・市税の滞納がないこと	補助対象経費の1/2(上限100万円)	令和6年4月1日～令和7年2月28日

実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
32_豊岡市	コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室	0796-21-9136	豊岡市太陽光発電システム設置補助金(事業用)	https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/gomikankyo/1019255/1019260/1019262/1028736.html	事業者	太陽光発電システム 公称最大出力が50kW未満であり、補助対象経費が1kW当たり45万円以下(税別)の対象システム	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市内にある事業所、店舗、営業所、倉庫等の屋根またはその敷地内に設置する事業者であること ・登録業者の施行で設置すること ・設置時に未使用であること ・市税を滞納していないこと ・電力会社と電力受給契約を締結すること 	太陽光発電システム 1kW当たり3万円、上限10kW	令和6年2月1日から令和7年2月28日 ※予算に達した時点で終了
37_丹波篠山市	環境みらい部 農村環境課 創造農村室	079-552-5013	丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金	https://www.city.tambasavama.lg.jp/soshikikarasagasa/nomivakokankyoka/earth/r4_smartenergvy.html	自治会 市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品、自作品又はリース品でないもの ・日本産業規格(JIS基準)又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を開始できるもの ・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値が1kW以上10kW未満のもの ・設備等の更新による買換えでないもの 	(1) 自治会等用 ・集落の公民館等の活動拠点に補助対象設備を設置する自治会、まちづくり協議会又はこれら準ずる団体として市長が認めるもの。団体	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方について1kW当たり1万円(上限5万円)	令和6年4月8日～令和7年3月7日 ※予算の上限に達した時点で受付終了

県内市町における再生可能エネルギー導入に対する支援制度一覧

※ 詳細は必ず該当市町のHP等でご確認ください(募集を終了している場合もあります)。

令和6年度 太陽熱

実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助金	https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/shizen/1457747693643.html	市民	①自然循環型:日本工業規格JIS A4111に規定する太陽熱温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ②強制循環型:日本工業規格JIS A4112に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有することが確認できること) ・未使用品であること。	次のすべてに該当している必要があります。 ①自らが居住している市内の既築住宅(共同住宅は除く)に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ②加東市に住居登録があること ③すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	①自然循環型:2万円 ②強制循環型:4万円 ・いずれか1つの設備を交付対象とする。 ・当該交付額が対象設備の購入費及び設置に係る経費の額を超えるときは、当該経費の額を上限とする。	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※ただし、期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了(先着順) 【受付終了】
23_福崎町	地域振興課	0790-22-0560	福崎町産業活性化緊急支援事業	http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000000035.html	町民	リフォームが対象でその中に住宅用太陽光発電システムが含まれる。	次に掲げる要件を満たす者 ・福崎町競争入札等参加資格登録業者を利用して工事を行うこと。 ・町内に居住し住民登録を有すること。 ・町税等を滞納していないこと。 ・当該事業の補助金交付を受けていないこと。	対象経費の10%、上限10万円	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (ただし、工事着手・完了は同一年度内とする。)
36_新温泉町	企画課	0796-82-5624	新温泉町再生可能エネルギー導入促進補助事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民	・貯湯量100リットル以上のもの ・一般に販売されているもの	町内に住所を有し、自らが居住する住宅(店舗、事務所等との兼用住宅を含む)に対象設備を設置する方、もしくは対象設備が設置された住宅を購入する方	設置経費の10分の1(限度額2万円)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了
42_兵庫県	環境政策課	078-362-3284	令和6年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/vuushi2017.html	県民	国の子育てエコホーム支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。	・自ら居住する県内の新築住宅または既築住宅に対象設備を設置する者 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和7年3月末までに融資を必要とする者 ・融資金の償還が確実にできる見込みのある者(各融資機関の審査による) ・過去1年以内にうちエコ診断を受診している者	【融資額】1件当たり50万円以上500万円以内 【利率】年 0.8% 【返済期間】10年以内 【その他】0.8%の融資金利以外の保証料等やその他融資条件は各融資機関による	令和6年4月1日～令和7年3月1日まで

県内市町における再生可能エネルギー導入に対する支援制度一覧

※ 詳細は必ず該当市町のHP等でご確認ください(募集を終了している場合もあります)。

令和6年度 その他

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
01バイオマス熱利用	27. 宍粟市	産業部森林環境課	0790-63-3065	宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業	http://www.city.s-hiso.lg.jp/soshiki/sangyo/rinnvovousinnkou/tanntouivouhou/shinenerugi/index.html	市内に住所又は事務所を有する者	・木質バイオマスストーブ ・木質バイオマスボイラー	・市内に住所または事務所を有すること ・市税の滞納がないこと	バイオマスストーブ: 補助対象経費の1/2(上限20万円) バイオマスボイラー: 補助対象経費の1/2(上限100万円)	バイオマスストーブ: 令和6年4月1日～令和7年3月31日 バイオマスボイラー: 令和6年4月1日～令和7年3月17日
01バイオマス熱利用	32. 豊岡市	コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室	0796-21-9136	豊岡市木質バイオマス利用機器導入促進事業補助金	https://www.city.tovooka.lg.jp/kurashi/gomikankyo/1019255/1019260/1019261/1029123.html	市民、市内に事業所等を有する事業者、自治会	木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様であるペレットボイラーまたはペレットストーブ。 薪を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブまたは薪ボイラー。薪ストーブについては、木質ペレット兼用または二次燃焼機能を有するもの。薪ボイラーについては、熱源能力が平均3,000kcal以上であること。	・交付決定日以降に購入すること ・登録事業者から購入し、設置するものであること ・設置時に未使用であること ・木質ペレットまたは薪を使用すること ・市税を滞納していないこと ・自らを含め、同一世帯に当該補助を利用した者がいないこと	ペレットストーブまたはペレットボイラー、薪ストーブまたは薪ボイラー本体購入費、排気設備、付属品及び設置工事費の1/2以内(上限は20万円)	令和6年4月1日から令和7年2月28日 ※予算に達した時点で終了
01バイオマス熱利用	36. 新温泉町	企画課	0796-82-5624	新温泉町再生可能エネルギー導入促進補助事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民、管理組合	薪・ペレットを燃料として使用するストーブ又はボイラーであって、次の各号のいずれかの要件も満たすもの (1)直接的に暖房に供する物(ストーブのみ) (2)未使用品である物	・自らが管理する新温泉町内の事業所又は共同利用施設に、木質バイオマス熱利用設備を設置するもの ・過去に当補助事業のうち木質バイオマス熱利用設備の設置を対象とした補助金の交付を受けていないもの	木質バイオマス熱利用設備の設置に要する経費の5分の1(上限 ストーブ:5万円)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了
01バイオマス熱利用	37. 丹波篠山市	環境みらい部 農村環境課 創造農村室	079-552-5013	丹波篠山市薪ストーブ等設置補助金	https://www.city.tambasavama.lg.jp/soshikikarasagasu/nomiyakokankvoka/earth/r5_woodstove.html	市民自治会 市内事業者	・中古品、自作品又はリース品でないもの ・本体製品価格が10万円以上(税込)で、建物内に据え置いて使用するもの ・補助金申請の2週間以上後に設置するもので、令和6年度中に工事が完了するもの。	(1) 家庭用 ・自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅(新築・既築) ・補助金の請求時において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方も。 ・市税(国民健康保険税含む)の滞納がない方 (2) 自治会等用 ・自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体が、集落の公民館等の活動拠点に設置するもの。 (3) 事業者用 ・自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象の設備を設置する個人事業者又は法人 ・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者	ストーブ本体の購入にかかる経費の1/2(上限15万円)	①抽選募集 令和6年4月16日(火)～5月15日(水)※必着 ②先着募集 抽選募集終了後、予算の範囲内で実施 【令和6年5月17日から先着募集開始】

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
01バイオマス熱利用	38_丹波市	環境課	0795-82-1290	丹波市薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金	https://www.city.tamba.lg.jp/kurasahi/kankvohozen/ondanka/7609.html	市内に住所を有する個人・事業者・公共的団体等	・木質バイオマスストーブ ・木質バイオマスボイラ	・設置する薪ストーブ等は、未使用品であること。 ・薪ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼鉄またはこれらに類するものであり、耐久性を有していること。 設置後は適正な維持管理を行うこと。 ・関係法令等で定める設置基準を遵守していること。 ・二重断熱構造の煙突を使用すること。 ・燃料には丹波市産の薪を使用すること。 ・薪ストーブ等本体・煙突の購入費用が30万円以上であること。	購入費用の3分の1以内(上限20万円)	令和6年4月1日～令和7年1月31日
03バイオマス発電	27_宍粟市	産業部森林環境課	0790-63-3065	宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業	調整中	市内に住所又は事務所を有する者	・10kW以上のバイオマス発電システム	・売電収入を地域づくりに活かすために設置されたもの ・市税の滞納がないこと	補助対象費の1/2(上限250万円)	令和6年4月1日～令和7年2月28日
04水力発電	12_高砂市	環境政策課	079-443-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10321.html	市内中小事業者	小水力発電設備	・市税等を滞納していないこと ・市内の事業所で実施する事業であること ・二酸化炭素排出量の削減効果があるもの(設備費と設置工事費の一部の合算額100万円あたり年間1.0t-CO ₂ 以上の削減効果があるもの)	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の3分の2以内(上限1千万円)	令和6年4月1日(月)～※予算に達した時点で事前申込の受付終了
04水力発電	27_宍粟市	産業部森林環境課	0790-63-3065	宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangvo/rinnvougou/sinnkou/tanntoujyouhou/shinenerugi/1515722090754.html	市内に住所又は事業所を有する者、自治会	水の重力エネルギーを利用して発電することができるシステム	・市内に住所または事業所を有すること、又は自治会 ・市税の滞納がないこと	補助対象費の1/2(上限250万円)	令和6年4月1日～令和7年2月28日
04水力発電	36_新温泉町	企画課	0796-82-5624	新温泉町再生可能エネルギー導入促進補助事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民、管理組合	・小型水力発電を利用した発電設備等であって、町長の認めるもののうち未使用品であるもの	・自らが管理する新温泉町内の事業所又は共同利用施設に、小型水力発電設備を設置するもの ・過去に当補助事業のうち「その他町長の認める再生可能エネルギー設備」の設置を対象とした補助金の交付を受けていないもの	小型水力発電設備の設置に要する経費の5分の1(上限20万円)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了
05風力発電	12_高砂市	環境政策課	079-443-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10321.html	市内中小事業者	風力発電設備	・市税等を滞納していないこと ・市内の事業所で実施する事業であること ・二酸化炭素排出量の削減効果があるもの(設備費と設置工事費の一部の合算額100万円あたり年間1.0t-CO ₂ 以上の削減効果があるもの)	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の3分の2以内(上限1千万円)	令和6年4月1日(月)～※予算に達した時点で事前申込の受付終了
05風力発電	36_新温泉町	企画課	0796-82-5624	新温泉町再生可能エネルギー導入促進補助事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民、管理組合	・定格出力が100W以上 ・未使用品であるもの ・騒音対策が施されているもの ・強風等における安全対策が施されているもの	・自らが管理する新温泉町内の事業所又は共同利用施設に、小型風力発電設備を設置するもの ・過去に当補助事業のうち小型風力発電設備の設置を対象とした補助金の交付を受けていないもの	小型風力発電設備の設置に要する経費の10分の1(上限10万円)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
06蓄電池	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/ashiya-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	【対象工事】 令和6年4月10日以降に着手した工事 ※着手日は、工事の契約締結日又は工事に着手する日のいずれか早いほうの日とする。 【対象設備】 太陽光発電設備と一緒に設置される「蓄電池設備」 (1) 国実施要領別紙2の2.ア(イ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) (家庭用)4,800Ah・セル相当の kWh 未満 (業務用)4,800Ah・セル相当の kWh 以上 (6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (7) 1の付帯設備であること。(蓄電池のみの申請は出来ません。) (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと	1.本市に住居登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方 2.市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人 3.市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合 4.上記1～3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと ※申請は、該当設備の販売店または施工事業者の方が実施	(個人)家庭用蓄電池設備費・工事費(税抜)×1/3 【上限】28万円(14.1万円/kWh) (事業者及びマンションの管理組合)業務用蓄電池設備費・工事費(税抜)×1/3 【上限】100万円(16万円/kWh)	9月から受付開始
06蓄電池	06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77-2361	宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金	https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/1011303/1016355/1052998.html	市民	蓄電池設備 ※本助成金を活用して設置する太陽光発電設備の付帯設備に限る	次の(1)～(4)のいずれにも該当する者 (1) 次のア～ウのいずれかに掲げる者に該当すること ア 本市に住居を有する個人又は市内に事業所を有する事業者 イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者又は購入する者 ウ 市内におけるZEHの新築戸建売住宅の販売者となる事業者 (2) 税を滞納していないこと (3) 暴力団員及び暴力団関係者でないこと (4) 助成対象事業の設備ごとの事業に関し、同じ建物に同じ設備に関する助成金を受けていないこと	個人:助成対象経費の1/3 ※15.5万円/kWh(工事費込・税抜)以下の設備が対象 事業者:助成対象経費の1/3【上限100万円】 ※19.0万円/kWh(工事費込・税抜)以下の設備が対象	令和6年6月28日(金)～令和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終了)
06蓄電池	07_川西市	市民環境部環境政策課	072-740-1202	太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/gomi_kankyo/kankyo/1015274.html	川西市内在住の個人及び川西市内に事業所を有する法人など	・太陽光パネル(10kW未満) ・太陽光パネル+蓄電池 ・蓄電池のみ		川西市を含む兵庫県内14市町と連携し、共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが削減でき、より安価な見積額の提示が期待できる。	【参加登録受付期間】 2024年4月10日～9月11日 【受付期間終了】
06蓄電池	10_明石市	環境創造課	078-918-5786	明石市家庭用脱炭素化設備導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_soumu_ka/top/shouen-esetsubidounyuu_sien.html	市民	家庭用蓄電池(一社)環境共創イニシアチブに登録されている機器	対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日まで)に自らが居住する市内の既存住宅に対象機器を設置した者	上限8万円 (kWhあたり2万円)	募集期間 2024年7月1日～10月31日 【募集期間終了】
06蓄電池	12_高砂市	生活環境部環境経済室環境政策課	079-443-9065	高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoiyokinn/10319.html	市民	・既設の太陽光発電システムに家庭用蓄電池システムを設置するもの。 ・蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの。 ・リース品又は中古品でないもの。	・自ら高砂市内に居住する住宅に令和6年3月1日から令和7年2月28日までに対象システムを新たに設置した方 ・市税を滞納していない方	・家庭用蓄電池システム一律5万円 ・太陽光システム1kWにつき2万円(上限5万円)	令和6年4月8日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
06蓄電池	13_稲美町	生活環境課	079-492-9140 079-492-1212	稲美町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付制度	https://www.town.hvogo-inami.lg.jp/000005889.html	町民	住宅(一戸建ての家屋であって、自己又は自己と生計を一にする親族が当該家屋の床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有すること。 ・町のモニター調査などの啓発事業に協力できること。 ・町税等を滞納していないこと。 ・太陽光システムと常時接続されていること。 ・太陽光システムにより発電した電力、夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されていること。 ・設置を完了した日から1年以内であること。ただし、建売住宅に蓄電池システムが設置されている場合は、住宅の引渡し日から1年以内であること。 ・リース品又は中古品でないこと。 ・設置に関して、法令等に違反していないこと。 	3万円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(ただし予算の範囲内)
06蓄電池	14_播磨町	住民協働部産業環境課	079-435-2721	播磨町住宅用蓄電池システム設置費補助金	https://www.town.harimajg.jp/sanryo/kurashi/mac hizukuri/kankyos esaku/hojo/tikudennti.html	町民	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。 ・太陽光発電システムに常時接続されたシステムであること。 ・設置前において、未使用品であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する町内の住宅(一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置した者又は町内に建築されたシステム付の住宅を購入した者であること。 ・町税を滞納していないこと。 ・同一の住宅において、過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。 ・システムの設置が令和5年4月1日以降であること。 	一律5万円	令和6年4月1日～予算の範囲内
06蓄電池	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/kanvougouseitorikumi/23040.html	市民	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時などを必要に応じて電気を活用することができるシステム ・国の補助により民間団体等が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に登録されたもの ・未使用品であること ・設置完了日が令和5年4月1日以降のもの 	<p>次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に対象設備を設置した方又は自らが居住するために市内の対象設備が設置された住宅(店舗、事務所等の兼用住宅を含む。)を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方 	5万円 (「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日～予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
06蓄電池	18_加西市	環境部環境課	0790-42-8716	加西市創エネ・蓄エネ設備設置費導入補助金	https://www.city.kasai.hyogo.jp/shiki/30/42478.html	市民	①蓄電システム ・未使用品でありリース品でないもの ・一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページにパッケージ型番が登録されていること ②太陽光発電システム ・未使用品であり、リース品でないもの ・一般財団法人電気安全環境研究所の認証等を受けたものであり、発電出力が3kW以上10kW未満であること	次の各号の要件をすべて満たす者とする。 (1) 令和5年度中に設置した機器であること (2) 自らが居住する市内の住宅に蓄電システムを設置し、又は市内に自らが居住する蓄電システムを設置した住宅を購入、若しくは新築した者 (3) 市内に住所を有する者 (4) 市に納付すべき税、公共料金を滞納していない者 (5) 加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でない者 (6) 蓄電システムの設置により既に設置している太陽光発電システムから発電された電力を効率的に蓄電し、太陽光発電電力の自家消費量を増加させる者、または蓄電システムと太陽光発電システムを同時に新設し効果的に蓄電して、太陽光発電電力の自家消費量を増加させる者 (7) 公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受診した者	①蓄電システムのみ設置 定額4万円 ②太陽光発電システムと蓄電システムを同時設置 定額10万円	令和6年4月1日～令和7年3月31日(予算限度額に達した場合は、その時点で受付終了)
06蓄電池	19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助	https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/shizen/1457747693643.html	市民	定置用リチウムイオン蓄電池 ・未使用であること ・一般社団法人環境共創イニシアチブが「平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」以降に実施する補助事業において、補助対象製品として登録されていること。	次のすべてに該当している必要があります。 ①自らが居住している市内の既築住宅(共同住宅は除く)に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ②加東市に住居登録があること ③すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	5万円 ・当該交付額が対象設備の購入費及び設置に係る経費の額を超えるときは、当該経費の額を上限とする。	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※ただし、期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了(先着順) 【受付終了】 ※キャンセルが出た場合、繰り上げて案内する場合あり
06蓄電池	21_姫路市	環境政策室計画啓発担当	079-221-2468	姫路市家庭用充放電設備(V2H)補助金	https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023005.html	市民	家庭用充放電設備(V2H)	市内の住宅に家庭用充放電設備を設置する個人で、次の要件をすべて満たす方。 ・家庭用充放電設備の設置工事に着手していないこと。 ・補助金交付要綱の別表に掲げる型式の充放電設備であること。 ・市税に滞納がないこと。 ・未使用品であること。	補助金交付要綱の別表に掲げる額(最大10万円)	令和6年4月15日から令和7年1月31日 (予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは、受付を終了。)

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
06蓄電池	21_姫路市	環境局環境政策室計画啓発担当	079-221-2468	姫路市家庭用蓄電システム普及促進事業補助金	https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000011573.html	市民	太陽光発電システムと接続する蓄電システムで一般社団法人環境共創イニシアチブが環境省が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業、又は戸建て住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業の補助対象となる蓄電システムとして、蓄電システム製品登録公募要領により蓄電システム登録済製品一覧として平成31年度以降に登録し、ホームページで公表されているシステム(未使用品に限る。)	市内の住宅に蓄電システムを設置する個人で、次の要件をすべて満たす方。 ・蓄電システムの設置工事に着手していないこと。 ・市税に滞納がないこと	(1)市内業者又は姫路市を除く播磨圏域連携中枢都市圏協定締結市町の業者と契約した場合 蓄電池容量1kwh当たり2万円を乗じた額(上限10万円) (2)(1)以外の市町村の業者と契約した場合 蓄電池容量1kwh当たり1万円を乗じた額(上限5万円)	令和6年4月15日～令和7年1月31日 (予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは、受付を終了。) 【受付終了】
06蓄電池	36_新温泉町	企画課	0796-82-5624	新温泉町再生可能エネルギー導入促進補助事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/?mode=detail&detail_mode=topics&page_id=4608e6edfca1d28e114ab35a483bb4d7	町民	家庭用蓄電池	10kW未満の太陽光発電設備を設置しているものか、これから太陽光発電設備設置するもの。	蓄電池の設置に要する経費の5分の1(上限20万円)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算に達した時点で終了
06蓄電池	36_新温泉町	企画課	0796-82-5624	太陽光発電設備等共同購入事業	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/index.php?mode=detail&page_id=4cf64cf64a0c59c3694d11d8a5eee2dd	太陽光パネル又は蓄電池の購入を希望される町民 ※それぞれの設備の単独購入や同時購入も可能	「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備・蓄電池設備」及び「蓄電池設備」の3プランのいずれか	参加登録された方の中で、事前見積りにおいて、製品・保証・価格、購入費用の回収年数など詳しい内容を確認し、納得いただいた方のみ購入・設置	共同購入することから、製品1つあたりの販売コストが下がり、見積額の低下が期待できる	【参加登録受付期間】 令和6年5月9日～9月5日 【受付終了】
06蓄電池	37_丹波篠山市	環境みらい部農村環境課創造農村室	079-552-5013	丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金	https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/nomiyakokan/kvoka/earth/r4smartenergy.html	市民 自治会 市内事業者	・中古品、自作品又はリース品でないもの ・蓄電池容量が1kWh以上のもの ・設置用のもの ・一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器として認められたもの又はそれと同等以上の性能を有すると認められるもの ・太陽光発電システムと接続されたもの	(1) 家庭用 ・自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に設備を導入する方 ・補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方 ・補助金の申請時及び請求時に市税(国民健康保険税含む。)の滞納がない方 (2) 自治会等用 ・集落の公民館等の活動拠点に掲げる補助対象の設備を設置する自治会、まちづくり協議会又はこれらに準ずる団体として市長が認めるもの。団体 (3) 事業者用 ・自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象の設備を導入する個人事業者又は法人。 ・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者 ・設備等の更新による買換えでないもの	蓄電池容量1kWh当たり1万円(上限5万円)	令和6年4月8日～令和7年3月7日 ※予算の上限に達した時点で受付終了
06蓄電池	42_兵庫県	環境政策課	078-362-3284	令和6年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/yuuushi2017.html	県民	家庭用蓄電池(電気自動車充電設備(V2H)含む)(V2H以外:国の子育てエコホーム支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める施設V2H(グイール・トゥ・ホーム):国のクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の対象となる設備となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備)	・自ら居住する新築住宅または既築住宅に対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和7年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方(各融資機関の審査による) ・(公財)ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを、兵庫県が確認した方	【融資限度額】 1件当たり50万円以上500万円以内 【利率】 年 0.8% 【返済期間】 10年以内 【その他】 0.8%の融資金利以外の保証料等やその他の融資条件は各融資機関による	令和6年4月1日～令和7年3月1日まで

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
07燃料電池	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/ashiya-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	【対象工事】 令和6年4月10日以降に着手した工事 ※着手日は、工事の契約締結日又は工事に着手する日のいずれか早いほうの日とする。 【対象設備】 太陽光発電設備と一緒に設置される「蓄電池設備」 (1)国実施要領別紙2の2.エ(ヌ)の要件を満たすこと。 (2)一般社団法人燃料電池普及促進協会が機器登録されているもの (3)本市の区域内に設置されるもの (4)中古品でないこと。 (5)リース契約によって導入されていないこと。 (6)国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	1.本市に住民登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方 2.市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人 3.市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合 4.上記1～3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと ※申請は、該当設備の販売店または施工事業者の方が実施	(個人・事業者)設備費(税抜)×1/2 【上限】30万円	9月から受付開始
07燃料電池	10_明石市	環境創造課	078-918-5786	明石市家庭用脱炭素化設備導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyousoumu/ka/top/shouenesetsubidounyuu-sien.html	市民	家庭用蓄電池システム 一般社団法人燃料電池普及促進協会の家庭用燃料電池システム導入支援事業の対象機器として指定を受けたもの	対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日まで)に自らが居住する市内の既存住宅に対象機器を設置した者	一律2万円	募集期間 2024年7月1日～10月31日 【募集期間終了】
07燃料電池	12_高砂市	環境政策課	079-443-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10321.html	市内中小事業者	業務用燃料電池	・市税等を滞納していないこと ・市内の事業所で実施する事業であること ・二酸化炭素排出量の削減効果があるもの(設備費と設置工事費の一部の合算額100万円あたり年間1.0t-CO ₂ 以上の削減効果があるもの)	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の3分の2以内(上限1千万円)	令和6年4月1日(月)～ ※予算に達した時点で事前申込の受付終了
07燃料電池	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonannai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/kankyougyouseitoukumi/23040.html	市民	次の要件を全て満たすもの ・都市ガス、LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電を行う家庭用燃料電池システム導入支援事業の補助対象に指定されたもの ・未使用品であること。 ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの	次の要件を全て満たす方 ・自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に対象設備を設置した方又は自らが居住するために市内の対象設備が設置された住宅(店舗、事務所等の兼用住宅を含む。)を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	・市内業者による設置又は販売10万円 ・市外業者による設置又は販売6.5万円 (「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日～予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
07燃料電池	19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助	https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/shizen/1457747693643.html	市民	燃料電池式コージェネレーション(エネファーム) ・未使用であること ・ア又はイのいずれかに該当していること。 ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会が「平成28年度民生用燃料電池導入支援補助金」以降に実施する補助事業において、補助対象(指定機器)システムに登録されていること。 イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが「平成28年度住宅・ビルの革新省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」以降に実施する補助事業において、設備等の要件及び補助対象設備一覧の要件となる基準を満たしていること。	次のすべてに該当している必要があります。 ①自らが居住している市内の既築住宅(共同住宅は除く)に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ②加東市に住民登録があること ③すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	10万円 ・当該交付額が対象設備の購入費及び設置に係る経費の額を超えるときは、当該経費の額を上限とする。	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※ただし、期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了(先着順) 【受付終了】 ※キャンセルが出た場合、繰り上げて案内する場合あり
07燃料電池	42_兵庫県	環境政策課	078-362-3284	令和6年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/yuushi2017.html	県民	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。)	・自ら居住する県内の新築住宅または既築住宅に対象設備を設置する者 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和7年3月末までに融資を必要とする者 ・融資金の償還が確実にできる見込みのある者(各融資機関の審査による) ・過去1年以内にうちエコ診断を受診している者	【融資限度額】1件当たり50万円以上500万円以内 【利率】年 0.8% 【返済期間】10年以内 【その他】0.8%の融資金利以外の保証料等やその他の融資条件は各融資機関による	令和6年4月1日～令和7年3月1日まで
08高効率給湯器	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課保係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/ashiva-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	(1)国実施要領別紙2の2.工(又)の要件を満たすこと。 (2)本市の区域内に設置されるもの (3)中古品でないこと。 (4)リース契約によって導入されていないこと。 (5)従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。 (6)国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	1.本市に住民登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方 2.市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人 3.市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合 4.上記1～3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと ※申請は、該当設備の販売店または施工事業者の方が実施	(事業者及びマンションの管理組合) 設備費(税抜)×1/2 【上限】(給湯器)10万円	9月から受付開始

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
08高効率給湯器	06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77-2361	宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金	https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/1011303/1016355/1052998.html	市民	高効率給湯器	次の(1)~(4)のいずれにも該当する者 (1) 次のア~ウのいずれかに掲げる者に該当すること ア 本市に住所を有する個人又は市内に事業所を有する事業者 イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者又は購入する者 ウ 市内におけるZEHの新築戸建建売住宅の販売者となる事業者 (2) 税を滞納していないこと (3) 暴力団員及び暴力団関係者でないこと (4) 助成対象事業の設備ごとの事業に関し、同じ建物に同じ設備に関する助成金を受けていないこと	助成対象経費の1/2 【上限15万円】	令和6年6月28日(金)~令和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終了)
08高効率給湯器	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/kankyogyouseitorikumi/23040.html	市民	①自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次の要件を全て満たすもの ・自然冷媒である二酸化炭素を冷媒としてヒートポンプを駆動させ、お湯を提供する家庭用給湯器 ・目標年度2025年度における省エネ基準達成率(JIS規格)103%以上のもの ・未使用品であること。 ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 次の要件を全て満たすもの ・ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器 ・目標年度2025年度における省エネ基準達成率(JIS規格)105%以上のもの ・未使用品であること。 ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 次の要件を全て満たすもの ・石油を燃料とする潜熱回収型給湯器 ・目標年度2025年度における省エネ基準達成率(JIS規格)105%以上のもの ・未使用品であること ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの	次の要件を全て満たす方 ・自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に対象設備を設置した方又は自らが居住するために市内の対象設備が設置された住宅(店舗、事務所等の兼用住宅を含む。)を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	①自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ・市内業者による設置又は販売 4.5万円 ・市外業者による設置又は販売 3万円 ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) ・市内業者による設置又は販売 3万円 ・市外業者による設置又は販売 2万円 ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) ・市内業者による設置又は販売 3万円 ・市外業者による設置又は販売 2万円 (いずれも「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日~予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
08高効率給湯器	19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助	https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/shizen/1457747693643.html	市民	①家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート等) ・未使用であること ・日本工業規格JIS C9220に基づく年間給湯保率、又は年間給湯効率が3.0以上(寒冷地仕様は2.7以上)であること。 ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) ・未使用であること ・日本工業規格JIS S2075に基づく給湯熱効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあたっては93%以上)であること。 ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) ・未使用であること ・日本工業規格JIS S2075に基づく給湯熱効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあたっては93%以上)であること。 ④燃料電池式コージェネレーション(エネファーム) ・未使用であること	次のすべてに該当している必要があります。 ①自らが居住している市内の既築住宅(共同住宅は除く)に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ②加東市に住民登録があること ③すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	①家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート等):3万円 ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ):3万円 ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール):3万円 ④燃料電池式コージェネレーション(エネファーム):10万円 ・いずれかひとつの設備がを交付対象とする。 ・当該交付額が対象設備の購入費及び設置に係る経費の額を超えないときは、当該経費の額を上限とする。	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※ただし、期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了(先着順) 【受付終了】 ※キャンセルが出た場合、繰り上げて案内する場合があります
08高効率給湯器	42_兵庫県	環境政策課	078-362-3284	令和6年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/yuushi2017.html	県民	・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等) ・家庭用潜熱回収型給湯器(ガス、石油) (国の子育てエコホーム支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。)	・自ら居住する新築住宅または既築住宅に対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和7年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方(各融資機関の審査による) ・(公財)ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを、兵庫県が確認した方	【融資限度額】1件当たり50万円以上500万円以内 【利率】年 0.8% 【返済期間】10年以内 【その他】0.8%の融資金利以外の保証料等やその他融資条件は各融資機関による	令和6年4月1日～令和7年3月1日まで
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	01_神戸市	環境局脱炭素推進課	078-595-6214	神戸市クリーンエネルギー自動車普及促進補助金	https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/business/kankyotaisaku/kotuukougai/iisedaicar.html	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主 神戸市内に居住する個人(FCVに限る) 1又は2に対して補助対象車両をリース契約等により貸出するリース事業者	四輪以上であり、以下の要件を全て満たす燃料電池自動車(FCV)と電気自動車(EV) 2024年1月1日から2025年2月23日までに、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付額確定通知を受けること。 初度登録(軽自動車の場合は初度検査。以下同じ。)時から神戸市内(法人・個人事業主の場合は事務所・事業所等、個人の場合は自宅等)に使用の本拠の位置を置くこと。 2024年度の兵庫県環境部補助金における次世代自動車導入補助事業の補助対象車両であること。ただし、個人が導入する燃料電池自動車を除く。	国補助金(経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金) なお、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ミニカーは補助対象外 【車種】 FCV:上限29万円 EV(軽自動車を除く):上限24万円 EV(軽自動車):上限11万円	2025年3月7日(金)必着(予算がなくなり次第、終了)	

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	02_尼崎市	経済環境局環境部環境創造課	06-6489-6301	グリーンビークル導入補助事業	https://www.city.amagasaki.hvogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1003762/1014292.html	事業者	燃料電池自動車・電気自動車	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、又それらを対象に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者 (注)①公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人、②電気事業者(電気自動車を購入する場合に限る。)、③水素ガス事業者(燃料電池自動車を購入する場合に限る。)、④自動車製造業者、⑤自動車卸売業者、⑥自動車小売業者、⑦総合リース事業者及び自動車賃貸業者(上記①～⑥に対してリースするために補助対象車両を購入する場合に限る。)、⑧自動車賃貸業者(「日本標準産業分類」における細分類 7041 に分類される事業者であって、上記1から6に対してリースするために補助対象車両を購入する場合に限る。)は対象外	【緑ナンバー】 電気トラック:10万円 電気バス:10万円 電気タクシー:10万円 燃料電池タクシー:60万円 (トラック協会の補助金との併用可) 【白・黄ナンバー】 電気自動車:10万円 燃料電池自動車:60万円 (一社)次世代自動車振興センター補助金との併用可	登録前申請期限 令和7年1月31日(金) (予算の範囲内で実施) 登録後申請期限 車両登録後60日以内
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課保全体係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/ashiya-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	(1) 国実施要領別紙2の2.ア(ウ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) 1の付帯設備であること(車載型蓄電池のみの申請は出来ません) (6) 原則として1と接続して充電を行うものであること。 (7) 「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。(当該車両については、「CEV 補助金」の併用はしないこと。) (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	1.本市に住民登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方 2.市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人 3.市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合 4.上記1～3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと ※申請は、該当設備の販売店または施工事業者の方が実施	(個人・事業者) (蓄電池容量)×1/2×4万円/kWh 【上限】85万円 ※1台あたりの補助金額は、「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。	9月から受付開始
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	05_伊丹市	総合政策部グリーン戦略室	072-784-8054	伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/GREEN/ev_charger/index.html	EV充電設備の設置を希望する、マンション、共同住宅、事業所等の市内民間施設	EV充電設備	市協定締結事業者による指定のEV充電設備を設置	普通充電器:設置、管理運営費無料 急速充電設備:設置費無料、管理運営費有料	随時
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	10_明石市	環境創造課	078-918-5786	事業者用脱炭素化設備導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyousoumu_ka/top/taivouku_iigvousavou.html	事業者	普通充電設備	・一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する補助対象設備に記載される普通充電設備が対象 ・対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日)に、市内の事業所に対象設備を設置した事業者	設備購入費の2分の1 (上限10万円)	募集期間 2024年7月1日～9月30日 【受付終了】

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	11_加古川市	環境部環境政策課環境政策係	079-427-9769	令和6年度加古川市電気自動車等用充電ステーション設置事業補助金	https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyosesaku/seisaku/hojo_josei/42458.html	①市内事業者 ②市内にあるマンション等の管理組合法人 ③市内にあるマンション等の管理組合の代表者 ④その他市長が認める者	急速充電ステーション 普通充電ステーション	【共通】 (1)一般社団法人次世代自動車振興センターが定める充電インフラ補助金の対象となる充電設備を市内に設置すること。 (2)充電コネクタ、ケーブル等の装備を備えた新品であること。 (3)充電するに当たり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収はこの限りでない。 (4)電気自動車等の普及に有効な場所に設置すること。 (5)令和6年3月15日までに設置が完了し、実績報告ができる見込みであること。 【急速充電ステーション設置事業】 (1)認証及び課金機能付きの急速充電設備(定格出力10kW以上/基)であること。 (2)充電するに当たり利用者を限定しないこと。 (3)公道に面した入口から誰もが自由に入出力できる場所に設置すること。 (4)充電場所を示す案内板(デザインは東京電力の登録商標とする。)を当該施設の入口等に設置すること。 【普通充電ステーション設置事業】 (1)認証機能付きの普通充電設備(定格出力10kW未満/基)であること。(設置1年後に子メータ等の管理により月別電力量を報告できる場合は認証機能がなくても良い。)	充電ステーション購入費用(消費税除く。自社製品不可)の1/2以内。ただし、他の補助金等を受ける場合、当該補助金等の額を差し引いた額の1/2以内(千円未満切捨)。 【急速充電ステーション設置事業】 200万円/基で1施設1基のみ 【普通充電ステーション設置事業】 10万円/基で1施設50基以内	令和6年4月1日～令和6年12月27日 ※予算に達した時点で終了
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	12_高砂市	環境政策課	079-443-9065	高砂市電気自動車等購入補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisaku/4hoiyokinn/10314.html	市民、市内事業者	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備	・市税を滞納していない方 ・【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】高砂市に使用の本拠を置き、令和6年3月2日から令和7年3月1日までに新規登録又は新規検査を行う車両を購入した方 ・【V2H】令和6年3月2日から令和7年3月1日までに設置する方	・電気自動車1台につき10万円 ・プラグインハイブリッド自動車1台につき5万円 ・V2H充放電設備1台につき10万円 ・【電気自動車/プラグインハイブリッド自動車とV2H充放電設備の同時設置】 電気自動車1台につき20万円、プラグインハイブリッド自動車1台につき15万円、V2H充放電設備1台につき10万円	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)17時必着 ※予算に達した時点で受付終了

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	12_高砂市	環境政策課	079-443-9065	高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10458.html	市内中小事業者	白ナンバーのハイブリッドトラック・天然ガストラック	・市税を滞納していない方 ・市内で1年以上同一事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する市内中小事業者	【新車(塵芥車以外)】 標準的燃費水準車両(同規模かつ同等仕様で、最新の燃費基準に適合したディーゼル自動車)との車両本体価格(税別・値引き後)の差額から、補助金等の収入額を控除した額 最大積載量(減トン前)4トン未満:上限38万円 最大積載量(減トン前)4トン以上:上限100万円 【新車(塵芥車)】 ベース車両を標準的燃費水準車両とした場合との架装部分を除く車両本体価格(税別・値引き後)の差額から、補助金等の収入額を控除した額 最大積載量4トン未満:上限100万円 【中古車(塵芥車以外)】 車両本体価格(税別・値引き後)の1/10 上限:19万円 【中古車(塵芥車)】 車両本体価格(税別・値引き後)の1/6 最大積載量4トン未満:上限50万円	令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)17時必着 ※予算に達した時点で受付終了
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonannai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/kanakyougyouseitou/23040.html	市民	①電気自動車充給電設備 次の要件を全て満たすもの ・電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの ・国の補助により民間団体等が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業の補助対象に指定されたもの ・未使用品であること。 ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの ②電気自動車 次の要件を全て満たすもの ・電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載した四輪の検査済自動車。 ・自動車検査証の登録年月日が令和56年4月1日以降のもの ③プラグインハイブリッド自動車 次の要件を満たすもの ・電池によって駆動する原動機とガソリンによって駆動する原動機を搭載した四輪の検査済自動車 ・家庭用電源等の電気を車両に充電することができるもの ・自動車検査証の登録年月日が令和6年4月1日以降のもの ④原動機付自転車 次の要件を全て満たすもの ・電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した二輪車 ・定格出力が1.00キロワット以下のもの ・特定小型原動機付自転車に該当しないもの その他	次の要件を全て満たす方 ・対象設備を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	①電気自動車充給電設備 5万円 ②電気自動車 ・小型・軽自動車 7万円 ・普通自動車 10万円 ③プラグインハイブリッド自動車 5万円 ④原動機付自転車 ・市内業者による販売 1.5万円 ・市外業者による販売 1万円 (いずれも「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日~予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/kurashianshinbu/seikatsukankvoka/kanvougyouseitorkumi/23040.html	市民	プラグインハイブリッド自動車 次の要件を満たすもの ・電池によって駆動する原動機とガソリンによって駆動する原動機を搭載した検査済自動車 ・家庭用電源等の電気を車両に充電することができるもの ・未使用品であること 自動車検査証の登録年月日が令和5年4月1日以降のもの	次の要件を全て満たす方 ・対象設備を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	5万円 (「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日～予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	18_加西市	環境部環境課	0790-42-8716	加西市電気自動車等導入補助金	https://www.city.kasai.hyogo.jp/soshiki/30/42467.html	個人、事業者	・一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下「国自動車補助金という。’)の交付に当たってセンターが定めたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定された電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車であること。 ・センターが補助対象として指定したV2H充電設備を新品で購入し、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに加西市内の住宅・事業所に設置するものとする。	【対象者の要件】次のいずれかに該当する方 ・加西市に住所を有する個人又は個人事業主であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有する法人であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有するが、加西市に住所を有さない個人事業主であって、市税等を滞納していない者 ・前各号に掲げる者に対して車両を貸与するリース事業者 【対象となる車両の要件】 ・初度登録が、令和4年4月1日以降であること ・残価設定ローン等により車両を取得した場合は、契約期間が4年以上であること。 ・自動車検査証に記載の使用の本拠の位置が、加西市内であること ・リースの場合、補助金相当額をリース期間の月数で割った金額が、補助金が無い場合の毎月のリース料金の金額から減額してリース料金が設定されていること	電気自動車(小型・軽自動車)5万円/台 電気自動車(普通自動車)10万円/台 燃料電池自動車20万円/台 プラグインハイブリッド自動車5万円/台 V2H充電設備5万円/台	令和6年4月1日～令和7年2月28日(予算限度額に達した場合は、その時点で受付終了)
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	21_姫路市	環境政策室計画啓発担当	079-221-2468	姫路市電気自動車等導入助成事業補助金	https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002504.html	市内に電気自動車又は燃料電池自動車を導入しようとする法人又は個人事業者	経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付対象銘柄のうち、電気自動車又は燃料電池車	市内の事業所に電気自動車又は燃料電池自動車を導入する事業者で、次のすべての要件を満たす方。 ・購入またはリースにより、補助金の交付決定後に初めて新規登録される車両を導入するものであること。 ・市税に滞納がないこと。 ・車両の使用者が、自動車製造業者、自動車卸売業者及び自動車小売業者に該当しないこと。	燃料電池車50万円 電気自動車(普通・小型)20万円 電気自動車(軽)10万円	令和6年4月15日から令和7年1月31日 (予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは、受付を終了。)
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	21_姫路市	環境政策室計画啓発担当	079-221-2468	姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金	https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/00000021695.html	市民	電気自動車、燃料電池車	燃料電池車50万円 電気自動車20万円	燃料電池車50万円 電気自動車20万円	令和6年4月15日から令和7年1月31日 (予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは、受付を終了。)

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
09エコカー(電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車)	37_丹波篠山市	環境みらい部 農村環境課 創造農村室	079-552-5013	丹波篠山市 スマートエネルギー 導入補助金	https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/nomiyakokan/kvoka/earth/r4smartenergy.html	市民 自治会 事業者	電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車)又は型式認定を取得している車両で、次に掲げるもの ア 一般社団法人次世代自動車振興センターにおけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両であるもの イ 車輪数が四輪以上のもの(自治会等及び事業者による申請を除く。) ウ リースによる導入でないもの(自治会等及び事業者による申請を除く。)	(1) 家庭用 ・自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に設備を導入する方 ・補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方 ・補助金の申請時及び請求時に市税(国民健康保険税含む。)の滞納がない方 (2) 自治会等用 ・集落の公民館等の活動拠点に補助対象項目の設備を設置する自治会、まちづくり協議会又はこれら準ずる団体として市長が認める団体 (3) 事業者用 ・以下の(ア)又は(イ)に該当する方 (ア)自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に導入する個人事業者又は法人。 (イ)市内の事業所に補助対象設備を貸し出す個人事業者又は法人 ・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者	車両本体購入費・充電ケーブル等付属機器購入費の1/10 上限額 ・電気自動車(普通/小型自動車)10万円 ・電気自動車(軽自動車)5万円 ・燃料電池自動車10万円 ・その他(電動ミニカー・電動バイク)3万円 ※その他は丹波篠山市環境みらいパートナー事業者・自治会等のみ対象	令和6年4月8日～令和7年3月7日 ※予算の上限に達した時点で受付終了
10省エネ設備(LED等)	04_芦屋市	市民生活部 環境・経済室 環境課係	0797-38-2051	芦屋市省エネ設備導入のための大規模改修促進事業	https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/energy-saving-hoio.html	事業者	・制御機能付きLED照明器具 ・高効率空調 ・高性能ボイラ ・業務用給湯機 ・業務用燃料電池 ・エネルギー管理装置(EMS装置)	①対象設備の導入により、事業所から排出される温室効果ガス排出量が導入前と比べて年間10t以上削減されることを見込める事業 ②補助金の交付申請者が事業を営む市内の事業所であること ③補助金の交付申請日の属する年度の2月末日までに当該設備の購入及び設置が完了し、実績報告を行うもの ④補助金の交付申請者が居住の用に供する部分の設備導入でないこと ⑤中古設備及びリース契約による設備導入でないこと	補助対象経費の3分の1以内 (上限100万円)	令和6年6月3日～令和7年2月28日

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10省エネ設備(LED等)	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課係	0797-38-2051	芦屋市省エネ家電製品購入促進事業	https://www.city.ashiva.lg.jp/kankyou/svoene-kaden/hojo.html	市民、事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン(多段階評価点★4つ以上) ・照明器具(多段階評価点★4つ以上) ・テレビ(多段階評価点★3つ以上) ・冷蔵庫(多段階評価点★3つ以上) ・冷凍庫(多段階評価点★3つ以上) 	<p>①申請日において、市内に住所を有する個人又は法人若しくは個人事業主</p> <p>②令和5年3月15日から令和6年3月14日までの間に、兵庫県内に所在する店舗又は事業所から対象家電を購入し、設置を完了していること(※ただし、インターネットで購入した場合は対象外とする)</p> <p>③市税を滞納していないこと</p> <p>④芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)普及促進補助金の交付申請を本人又は同一住所の者が行っていないこと。ただし、前条第1項第4号に掲げるテレビジョン受信機、同項第5号に掲げる電気冷蔵庫、同項第6号に掲げる電気冷凍庫を購入する場合はこの限りではない。</p> <p>⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する令和5年度省エネ家電買い替え促進事業の交付申請を本人又は同一住所の者が行っていないこと。ただし、第2条第1項第1号又は第2号に掲げるエアコンデিশヨナー、同項第3号に掲げる照明器具、同項第4号に掲げるテレビジョン受信機、同項第6号に掲げる電気冷凍庫を購入する場合はこの限りではない。</p> <p>⑥同一年度において、既にこの要綱による補助金の交付申請を個人においては本人又は同一住所の者、法人においては同一法人が行っていないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合:1万円 ・補助対象経費が10万円以上の場合:2万円 	令和6年6月3日～令和7年3月14日 (予算がなくなり次第終了)
10省エネ設備(LED等)	04_芦屋市	市民生活部環境・経済室環境課係	0797-38-2051	芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金	https://www.city.ashiva.lg.jp/kankyou/ashiva-decarbonization-secretariat.html	市民 市内事業者	<p>(1)国実施要領別紙2の2.エ(又)の要件を満たすこと。</p> <p>(2)本市の区域内に設置されるもの</p> <p>(3)中古品でないこと。</p> <p>(4)リース契約によって導入されていないこと。</p> <p>(5)調光制御機能を有するLEDに限る。(スケジュール制御、明るさセンサーによる一定照度制御又は在・不在調光制御のいずれかの機能を有するもの)</p> <p>(6)国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>	<p>1.本市に住民登録があり、対象設備を自身が住んでいる又は住む予定の住居に導入する方</p> <p>2.市内に事業所を有し、対象設備を当該事業所に設置する個人または法人</p> <p>3.市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画の認定」を受けている管理組合</p> <p>4.上記1～3のいずれの場合も、市税の滞納がないこと</p>	(事業者及びマンションの管理組合)設備費(税抜)×1/2【上限】(照明設備)50万円	9月から受付開始
10省エネ設備(LED等)	06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77-2361	宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金	https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/1011303/1016355/1052998.html	市内事業者	高効率照明、高効率空調	<p>次の(1)～(4)のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 次のア～ウのいずれかに掲げる者に該当すること</p> <p>ア 本市に住所を有する個人又は市内に事業所を有する事業者</p> <p>イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者又は購入する者</p> <p>ウ 市内におけるZEHの新築戸建建売住宅の販売者となる事業者</p> <p>(2) 税を滞納していないこと</p> <p>(3) 暴力団員及び暴力団関係者でないこと</p> <p>(4) 助成対象事業の設備ごとの事業に関し、同じ建物に同じ設備に関する助成金を受けていないこと</p>	助成対象経費の1/2【上限100万円】	令和6年6月28日(金)～令和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終了)

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10省エネ設備(LED等)	10_明石市	環境創造課	078-918-5786	明石市家庭用脱炭素化設備等導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_soumu/ka/top/shouen-esetsubidouyuu-sien.html	市民	ZEH 国がZEH普及促進を目的に実施する補助事業における補助対象として交付およびBELS評価書のZEH認定をうけるもの	市内にZEH住宅を自らが居住のために購入し、対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日まで)に当該住宅の引渡しを受けた者	定額150,000円	募集期間 2024年7月1日～10月31日 【募集期間終了】
10省エネ設備(LED等)	10_明石市	環境創造課	078-918-5786	事業者用脱炭素化設備導入支援事業	https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_soumu/ka/top/taivoukou-ijigvousyavou.html	事業者	ZEB	・延床面積(非住宅部分)が300m ² 以上の建築物の新築および改修において、建築物省エネ性能表示において「ZEB」の認証を取得するもの ・対象年度内(2024年4月1日から2025年3月10日)に、要件を満たすZEB化(新築・改修)事業を実施した事業者	建築・改修費(上限100万円)	募集期間 2024年7月1日～9月30日 【受付終了】
10省エネ設備(LED等)	12_高砂市	環境政策課	079-443-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sosnikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoivokinn/10321.html	市内中小事業者	・空調設備 ・照明設備 ・燃焼設備 ・その他省エネ効果が得られる設備	・市税等を滞納していないこと ・市内の事業所で実施する事業であること ・省エネ診断を受診していること ・二酸化炭素排出量の削減効果があるもの(設備費と設置工事費の一部の合算額100万円あたり年間2.0t-CO ₂ 以上の削減効果があるもの)	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の2分の1(上限1千万円)	令和6年4月1日(月)～ ※予算に達した時点で事前申込の受付終了
10省エネ設備(LED等)	16_三木市	生活環境課 交通防犯係	0794-82-2000	防犯灯(LED)設置事業	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/96/2209.html	自治会	LED防犯灯	①LED防犯灯の新設工事 ②既設防犯灯・蛍光灯からLED灯に取り替える工事 ③既設防犯灯・LED灯からLED灯に取り替える工事	①設置費用の2/3 ②設置費用の1/3 ③設置費用の1/4	平成23年4月～
10省エネ設備(LED等)	16_三木市	市民生活部 環境政策課 環境政策係	0794-82-2000	三木市省エネ家電買い替え促進事業	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/67534.html	市民	・エアコン (省エネ基準達成率100%以上、目標年度2027年度または2029年度) ・テレビ (省エネ基準達成率100%以上、目標年度2026年度) ・冷蔵庫 (省エネ基準達成率100%以上、目標年度2021年度)	対象者 (1) 市内に住所を有する者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 暴力団員等でないこと。 (4) 助成金、補助金等の交付を受けていないこと。	補助対象経費の20%(上限20,000円、千円未満切捨て)	令和6年6月3日～令和7年2月28日 予算枠が上限に到達したため、以下期間(期限)に限り受付 【購入期間】 令和6年6月1日(土)～令和6年9月30日(月) 【申請期限】 令和6年6月3日(月)～令和6年10月31日(木)必着 【申請期間終了】
10省エネ設備(LED等)	17_小野市	市民安全部 地域安全グループ	0794-63-1273	小野市防犯灯LED化促進事業補助金	https://www.city.ono.hyogo.jp/sosnikikarasagasu/sheiminanzembu_chikianzenzengroup_gvomuannai/8/2341.html	自治会	LED防犯灯	既設防犯灯を蛍光灯32Wに相当する明るさのLEDに交換するとき	設置費用の1/2 上限1万円	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10省エネ設備(LED等)	19_加東市	市民協働部生活環境課	0795-43-0502	加東市エコハウス設備設置補助金	https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/shizen/1457747693643.html	市民	①内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を新設するもの) ②外窓交換(既存窓を取り除き、新たに窓を交換するもの) ③ガラス交換(既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するもの) ・未使用であること。 ・外気と直に接していること。 ・人の出入りに用いられる箇所でないこと(玄関や扉以外)。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが「平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」以降に実施する補助事業において、補助対象製品として登録されていること。	次のすべてに該当している必要があります。 ①自らが居住している市内の既築住宅(共同住宅は除く)に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備を契約し、設置すること ②加東市に住民登録があること ③すべての世帯員が、市税等を滞納していないこと ④市が実施する地球温暖化対策事業、電力使用状況調査等へのデータ提供、アンケート調査等に協力できること ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受けること	①②③のいずれかひとつの設置に係る費用の1/4(上限2万5千円) ・当該交付額が対象設備の購入費及び設置に係る経費の額を超えるときは、当該経費の額を上限とする。	令和6年6月17日～令和7年3月31日 ※ただし、期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了(先着順) 【受付終了】
10省エネ設備(LED等)	21_姫路市	産業振興課	079-221-2522	公共的施設設置事業	https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005775.html	商店街等	既存照明器具のLED化		査定事業費の50%以内 上限 250万円	令和6年4月1日～令和7年3月中
10省エネ設備(LED等)	22_市川町	住民環境課	0790-26-1011	市川町防犯灯設置事業補助金交付要綱	無	自治会	LED防犯灯		1基につき上限1万円	平成27年～
10省エネ設備(LED等)	24_神河町	住民生活課	0790-34-0963	神河町防犯灯設置事業補助金交付要綱	無	自治会	LED防犯灯の新設及び既設防犯灯のLED化	公益社団法人日本防犯設備協会が定める技術基準の防犯灯の照度基準に規定されたクラスB以上の明るさを確保	既設電柱への供架の場合、2万円上限、支柱を新たに設けて設置する場合、3万円上限、更新の場合、経費の2分の1(1万円上限)	平成28年～
10省エネ設備(LED等)	26_赤穂市	市民部市民対話課	0791-43-6818	自治会管理外灯に係るLED化推進事業	無	自治会	自治会管理外灯	自治会管理外灯のうち、既存外灯をLED外灯に取り替える工事(直管型LEDランプの交換及び支柱の更新に要する経費並びにリースによる導入経費を除く)に要する経費であって当該事業以外の補助金等の交付を受けていないもの	設置費用の1/2 1灯につき上限額1万円	
10省エネ設備(LED等)	28_たつの市	建設課	0791-64-3160	たつの市街路灯設置補助金	https://www.city.tatsuno.lg.jp/kensetsu/gairotou.html	自治会	街路灯	街路灯を設置又はLED灯に更新する工事を自治会が行うとき	電柱添架で経費の2/3(1灯につき2万円が限度) 独立灯柱で経費の2/3(1灯につき6万円が限度)	平成28年～ 【申請受付期間】 令和6年4月1日～令和6年11月29日
10省エネ設備(LED等)	30_上郡町	住民課消防防災係	0791-52-1115	上郡町防犯灯LED化事業補助金	無	リース事業を実施する自治会	LED防犯灯	①リース料 ②交換費用 ③付帯設備取替費用	①リース料の2/3 ②交換費用の10/10(1灯につき上限15千円) ③付帯設備取替費用の10/10(1灯につき上限60千円)	平成30年～
10省エネ設備(LED等)	33_養父市	産業環境部環境推進課環境推進グループ	079-664-2033	養父市省エネ住宅促進事業	https://www.city.yabu.hyogo.jp/sosohiki/sangyokankyo/kankyo/6/11207.html	市民	戸建住宅の開口部(窓)	戸建住宅の開口部の改修に際し、国補助事業(先進的窓リノベ事業等)に交付申請済み若しくは交付決定を受けていること。 ・市民 ・市内に事業所を有する事業者 ・市税等の滞納がないもの	国補助金の1/5(予算の範囲内)	【申請募集期間】 令和6年9月2日～令和6年10月31日

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
10省エネ設備(LED等)	33_養父市	産業環境部環境推進課環境推進グループ	079-664-2033	養父市省エネ住宅促進事業	https://www.city.yabu.hvogo.jp/sos/hiki/sangyokankyo/kankyo/6/112_07.html	市民	戸建住宅(新築)	戸建住宅の建築に際し、国補助事業(こどもエコすまい支援等)に交付申請済み若しくは交付決定を受けていること。 ・市民 ・市内に事業所を有する事業者 ・市税等の滞納がないもの	・長期優良住宅 55万円/戸以内 ・ZEH + 50万円/戸 以内 ・ZEH 40万円/戸 以内	【申請募集期間】 令和6年9月2日～令和6年10月31日
10省エネ設備(LED等)	37_丹波篠山市	観光交流部商工観光課商工労政係	079-552-0100	丹波篠山市産業活性化支援事業補助金(住宅の機能維持向上に寄与する再生可能エネルギー全般)	https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasaga/shokokankoku/hojokintou/16_824.html	市民	・住宅の改修工事、その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善のための工事(一部増築を含む) ・住宅の敷地内での自家用駐車場の設置や修繕の工事 ・防犯用感知ライトやフェンスの設置など住宅の防犯機能を高める工事	他の住宅助成制度(丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金または丹波篠山市薪ストーブ等設置補助金を除く)を受けていない者、市内業者による施工、市税等の滞納がないこと等	対象経費の20/100(上限10万円) ※丹波篠山市産材を使用する場合は、施工業者が丹波篠山市産材を仕入れた額の50%で上限2万円を上記とは別に補助	令和6年4月19日～5月31日 【受付期間終了】
10省エネ設備(LED等)	42_兵庫県	環境政策課	078-362-3284	令和6年度住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資(個人向け)	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/yuuushi2017.html	県民	・内窓または複層ガラス ・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽) ・開口部の断熱化工事 (国の子育てエコホーム支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。) ・省エネ化工事(冷暖房設備等) 1.設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が5つ星であるもの 2.LED照明器具(電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外) 3.節水型トイレ(国の子育てエコホーム支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。)	・自ら居住する新築住宅または既築住宅に対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和7年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方(各融資機関の審査による) ・(公財)ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを、兵庫県が確認した方	【融資限度額】1件当たり50万円以上500万円以内 【利率】年 0.8% 【返済期間】10年以内 【その他】0.8%の融資金利以外の保証料等やその他の融資条件は各融資機関による	令和6年4月1日～令和7年3月1日まで
11HEMS	15_西脇市	くらし安心部環境課	0795-22-3111	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonai/kurashianshinbu/seikatsukankyoka/ankyougyouseitou/ikumi/23040.html	市民	次の要件を全て満たすもの ・住宅の機器及び電気設備に接続し、「エネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているシステム ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの ・未使用品であること ・設置完了日が令和6年4月1日以降のもの	次の要件を全て満たす方 ・自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に対象設備を設置した方又は自らが居住するために市内の対象設備が設置された住宅(店舗、事務所等の兼用住宅を含む。)を購入した方 ・交付申請時において、市内に住所を有する個人 ・市税等を滞納していない世帯の方	3万円 (「へその街にしわき共通商品券」により交付)	令和6年4月1日～予算の範囲内 【予算の上限額に達したため、受付終了】 ※再開する場合もあり

区分	実施自治体名	担当部課グループ係名	電話番号	制度名称	制度概要のホームページアドレス	対象	対象設備	条件等	限度額・利率	実施期間
12再生可能エネルギー全般	06_宝塚市	環境エネルギー課	0797-77-2361	宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金	https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/1011303/1016355/1052998.html	市民	コージェネレーション	次の(1)~(4)のいずれにも該当する者 (1) 次のア~ウのいずれかに掲げる者に該当すること ア 本市に住所を有する個人又は市内に事業所を有する事業者 イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者又は購入する者 ウ 市内におけるZEHの新築戸建建売住宅の販売者となる事業者 (2) 税を滞納していないこと (3) 暴力団員及び暴力団関係者でないこと (4) 助成対象事業の設備ごとの事業に関し、同じ建物に同じ設備に関する助成金を受けていないこと	助成対象経費の1/2 【上限30万円】	令和6年6月28日(金)~令和7年1月31日(金) 【現在、補欠受付中】 (一定数に達した時点で終了)
12再生可能エネルギー全般	12_高砂市	環境政策課	079-443-9029	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金	https://www.city.takasago.lg.jp/sos/hikikarasagasu/kankyoseisakuka/4/hoiyokinn/10321.html	市内中小事業者	太陽熱発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備 再生可能エネルギーと連携して導入する蓄電池	・市税等を滞納していないこと ・市内の事業所で実施する事業であること ・二酸化炭素排出量の削減効果があるもの(設備費と設置工事費の一部の合算額100万円あたり年間1.0t-CO ₂ 以上の削減効果があるもの)	設備費(設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。)の3分の2以内(上限1千万円)	令和6年4月1日(月)~ ※予算に達した時点で事前申込の受付終了